

多摩市地域包括支援センター運営協議会運営に関する定め

- 1 多摩市地域包括支援センター運営協議会（以下、「協議会」という。）の運営は、多摩市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成25年3月29日多摩市告示第149号）の規定に基づいて行なうものとする。
- 2 会議は原則として公開とする。ただし、多摩市情報公開条例の規定に照らし、公開をすることが適當ではないと認められるときはこの限りではない。
- 3 傍聴人の定員は10人以内とする。ただし、必要に応じて会長の判断によりこれを変更することができる。
- 4 傍聴人は受付において自己の住所（地区）、氏名を記入するものとする。
- 5 傍聴人に会議の運営を妨害するような言動があった場合、会長は退室を命ずることができる。
- 6 傍聴人から会議の録音、撮影等の希望があった場合には、会長が会議に諮るものとする。
- 7 協議会の会議録は要点筆記とし、発言者の氏名は記載しない。また、会議録は原則として公開し、議事録の原本は委員2名が輪番で署名するものとする。
- 8 協議会の会議における資料等は、原則として閲覧を認めるものとする。
- 9 協議会の会議録は、多摩市公式ホームページ、所管課窓口、行政資料室にて公開するものとする。
- 10 協議会の開催日は、原則として公告する。
- 11 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

なお、本運営に関する定めは平成27年7月1日から適用する。